

別表１（ワンストップ相談窓口）【既存】

市町村が実施する創業支援等事業

創業支援等事業の目標
（背景） ・創業支援等事業計画については、南箕輪村第５次総合計画後期基本計画において、起業家等の人材育成のために活用することとしている。 （目標の根拠） ・昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して相談窓口への相談件数は減少傾向であるが、担当職員を引き続き２名体制に強化し、ワンストップ窓口の体制整備を図ることで、新型コロナウイルス感染症拡大前の目標値である年間１５件の相談件数を目指す。 ・個別相談の支援を受けて操業を行うものについても、新型コロナウイルス感染症拡大前の目標値に基づき、村が中心となり商工会と地域金融機関等の創業支援等事業者との連携を図ることにより、年間相談件数の２割（３名）の創業者創出を目標とする。 （目標数） ・支援対象者１５人 ・創業者数３人
創業支援等事業の内容及び実施方法
（１）創業支援等事業の内容 ＜窓口の業務＞【既存】 ・役場内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、商工会、地域金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は、南箕輪村産業課の職員を２名窓口配置することとし、平日８時半から１７時１５分まで相談対応を行う。また、個別相談会は予約制として随時開催し、南箕輪村商工会の経営支援員等が相談内容に応じて、連携して対応することにする。 ・南箕輪村の窓口では、村、県、国の支援施策一覧を作成し照会できるようにするとともに、村内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする。なお、村のＨＰでも創業支援の情報を掲載する。 ・創業に必要な要素となる要素別の各連携機関の役割は以下とする。 ＜操業に必要な要素と各連携機関が担う役割＞ １．ターゲット市場の見つけ方 南箕輪村商工会、地域金融機関、（公財）上伊那産業振興会が市場ニーズを把握し、情報提供する。また、南箕輪村は力を伸ばしていきたい市場について、ニーズ調査や事業者が行う調査に協力する。 ２．ビジネスモデルの構築の仕方 南箕輪村商工会と地域金融機関が顧客、ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、村では空き店舗等での開業を斡旋し、賃料の一部を補助するなどビジネスモデルの構築を支援する。 ３．売れる商品・サービスの作り方 南箕輪村商工会と（公財）上伊那産業振興会が、商品・サービスに対し、専門的知見に基づき強み弱みを分析しアドバイスを行う。また、事業者連携のためのマッチング支援を行う。 ４．適正な価格の設定と効果的な販売方法について 南箕輪村商工会と（公財）上伊那産業振興会が、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスや販路開拓のためのマッチング支援を行う。 ５．資金調達

地域金融機関と長野県信用保証協会が、資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、南箕輪村が、制度資金や利子補給を行う。また南箕輪村商工会が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

6. 事業計画書の作成

南箕輪村商工会が、事業計画書の策定について専門家と一緒にアドバイスを行う。さらに、地域金融機関が、事業計画書のブラッシュアップを行う。また、補助金等の申請については、南箕輪村商工会等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

7. 許認可、手続き

南箕輪村が、担当課において、創業手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

南箕輪村商工会と(公財)上伊那産業振興会は創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的なアドバイスを行う。

<創業支援機関との連携>

- ・各連携支援機関が支援を行った創業希望者等の情報に対しては、創業希望者の同意を得つつ、守秘義務に十分に配慮しながら、村が情報集約・一元化を図り、「創業支援カルテ」を作成する。カルテには、製品、販路、販売方法、資金調達、人材等、創業希望者がどういう支援を望んでおり、どういったノウハウが不足しているかわかるようにし、創業実現まで関係機関がハンズオン支援できるようにする。

<特定創業支援等事業について>

- ・村が連携している南箕輪村商工会が開催する別表2-1「創業塾」及び別表2-2「創業支援窓口」において、講座及び相談会を1か月以上にわたり4回以上実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識について受講及びアドバイスをそれぞれ受け、「創業支援カルテ」等でその旨が確認できる場合に「特定創業支援等事業」を受けた者として、村が証明書を発行する。

<各事業の共通事項について>

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を村が把握することとし、創業希望者・創業者に対するアンケート調査等により、常に体制を改善していくこととする。特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業者については、その後の創業の有無や実績報告等を電話またはメールにて確認する。
- ・創業後についても、南箕輪村商工会等と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。(特に資金繰り計画の状況確認等)
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

(2) 創業支援等事業の実施方法

- ・南箕輪村産業課に担当者2名を配置し、関係機関と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また、関係機関と連携し窓口設置のチラシを作り、関係機関の窓口に配架するようにし、村の広報誌や村のHPにおいても、相談窓口設置について掲載して幅広くPRしていくこととする。
- ・各連携支援機関が支援を行った創業者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、村が一元管理を行い、「創業支援カルテ」を作成し、関係機関と共有を図る。
- ・関係機関との連携を密にするため、月に1回程度関係機関担当者で情報交換を行い、各機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間
平成27年4月1日～令和11年3月31日まで 変更箇所については、令和5年6月23日～令和11年3月31日まで

別表２－１（創業塾）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
（１）氏名又は名称	南箕輪村商工会
（２）住所	長野県上伊那郡南箕輪村４８０９番地１
（３）代表者の氏名	会長 中川 博夫
（４）連絡先	TEL：0265-72-6265 FAX：0265-72-6219 担当：宮下 竜輝
創業支援等事業の目標	
（目標の根拠） ・事業を始めたい方や事業を始めて間もない方に対して、創業に関する実践的なノウハウや事業経営の基礎知識を習得させるため、創業塾を開催する。 ・昨年度は、受講者３人のうち１件の創業実績であったため、創業塾を年２回以上の開催を目標として、年間延べ10人（５人×２回）以上を支援し、受講者の２割（２件）の創業実現を目指す。 また、併せて個別指導、相談（融資、簿記、労務等）を行う。 （目標数） ・創業支援対象者数：10件 ・創業者数：２件	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
（１）創業支援等事業の内容 ＜創業塾＞【既存・特定創業支援等事業】 ・昨年度、創業希望者を対象とする講座「創業塾2022」を開催した実績（全７コマ、１コマ２時間）に引き続いて、年間２回（各回７コマ、１コマ２時間）の開催を予定する。 ・受講生に対しては、受講終了後も、南箕輪村商工会の経営指導員等や長野県商工会連合会在籍の上席専門経営支援員等がフォローすることとし、金融機関とも連携しながら、確実な創業に繋げる。 ・開催期間は、９月～10月、１月～２月の年２回を予定し、以下のテーマについて専門家による講義を実施する。 ＜特定創業支援等事業について＞ ・講義のうち、４回以上１ヶ月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の４つの知識が身につく★の付いている講義を受講し、全体の８割以上出席した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 「創業塾」（案） ・創業の心構え（事業アイデアの具体化、創業の事例ほか） ・成功に導くビジネスプラン（事業を成功させるポイントほか）＜経営＞（★） ・事業に必要なマーケティング（マーケティング発想の経営ほか）＜販路開拓＞（★） ・経理、税務の基礎知識（税金の基礎知識、経理の仕組みほか）＜経営＞（★） ・創業時の資金計画の立て方（創業計画書の作成方法とポイントほか）＜財務＞（★） ・創業時における労務管理（労働保険と社会保険の手続きほか）＜人材育成＞（★） ・各種創業関連施策（各種助成金制度、長野県及び南箕輪村施策等説明） （２）創業支援等事業の実施方法 ・会場準備、教材準備等の事務手続きは南箕輪村と南箕輪村商工会が連携して行い、創業支	

援カリキュラムについては講師予定者である専門家と相談し策定する。また、前回の創業塾の際に受講者に対して実施したカリキュラムに対するアンケート結果も参考に、できる限りニーズに応えたカリキュラム内容とする。

- 本事業については、南箕輪村商工会のホームページでの告知や南箕輪村の関連施設に参加案内を置いて周知を図るほか、連携する各金融機関等に対しても周知を依頼する。
- 特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得た上で、事業終了後直ちに南箕輪村に提出する。
- 名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- 特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、各種助成制度や融資制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。連絡会議等において、その後の状況等に関する情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日まで

変更箇所については、令和5年6月23日～令和11年3月31日まで

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。

別表２－２（個別相談事業）【既存・特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要	
(１) 氏名又は名称	南箕輪村商工会
(２) 住所	長野県上伊那郡南箕輪村４８０９番地１
(３) 代表者の氏名	会長 中川 博夫
(４) 連絡先	TEL：0265-72-6265 FAX：0265-72-6219 担当：宮下 竜輝
創業支援等事業の目標	
(目標の根拠) ・南箕輪村の人口は微増傾向が続いており(2023.9月:16,045人。2018年:15,075人。970人増)、この状況に伴い創業に関する相談も現状の水準で推移するものと想定される。このため、相談受け入れ体制を強化するとともに、創業相談に関するPRを積極的に実施することにより、創業相談件数及び創業件数について現状を維持するように取り組む。 ・昨年度、南箕輪村商工会では、創業に係る相談が１８名あり、そのうち８名の方が創業に至った。今後は、南箕輪村と南箕輪村商工会の一層の連携による相談体制の強化、及び創業に関するPR強化を図ることにより、支援対象者数２０名、創業者は６名を目標とする。 (目標数) ・創業支援対象者数：２０件 ・創業者数：６件	
創業支援等事業の内容及び実施方法	
(１) 創業支援等事業の内容 ＜個別相談事業＞【既存・特定創業支援等事業】 ・南箕輪村商工会内に創業支援窓口を設置し、相談者のレベルに応じた相談、指導、情報発信等を行い、定期的な相談会も開催する。また、南箕輪村内の起業相談・指導を一手に引き受ける機関としてのPRや起業に関する情報発信（パンフレット配布、ホームページ等）を積極的に行う。 ・経営、財務、人材育成、販路開拓について、１回１時間程度の個別指導を１ヶ月以上にわたり４回以上実施し、４分野の知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。 ・併せて、南箕輪村融資制度、長野県融資制度、政府系融資制度等を紹介するほか、事業計画策定支援や財務分析に関する指導、販路開拓に関する助言や紹介等を行う。 ・また、相談内容によっては、長野県商工会連合会に在籍する上席専門経営支援員による支援、長野県商工会連合会のエキスパートバンク制度、長野県よろず支援拠点による専門家派遣制度を活用し、助言を受けることが出来るものとする。 (２) 創業支援等事業の実施方法 ・本事業は、南箕輪村商工会に在籍する経営指導員２名、補助員１名、計３名が担当し、相互に状況を共有して支援を実施する。 ・上記の職員は、上席専門経営支援員等による指導実施時やOJT等により、相談員としてのスキルアップを図る。 ・南箕輪村は積極的に本事業の周知に協力するとともに、金融機関等の窓口での事業PRについて配慮する。	

- ・創業に関する相談があった場合は、その都度、南箕輪村と南箕輪村商工会で情報を共有し、実際の創業に向けての協議を行う。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得た上で、事業終了後直ちに南箕輪村に提出する。
- ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
- ・特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、空き工場等活用事業補助金等の商工業に関する補助制度等の施策に関するPRや、融資制度を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。南箕輪村商工会と南箕輪村は、随時その後の状況等に関する情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。

計画期間

平成27年4月1日～令和11年3月31日まで
 変更箇所については、令和5年6月23日～令和11年3月31日まで
 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書の発行については、改正法第12回認定日以降の申請が対象となる。